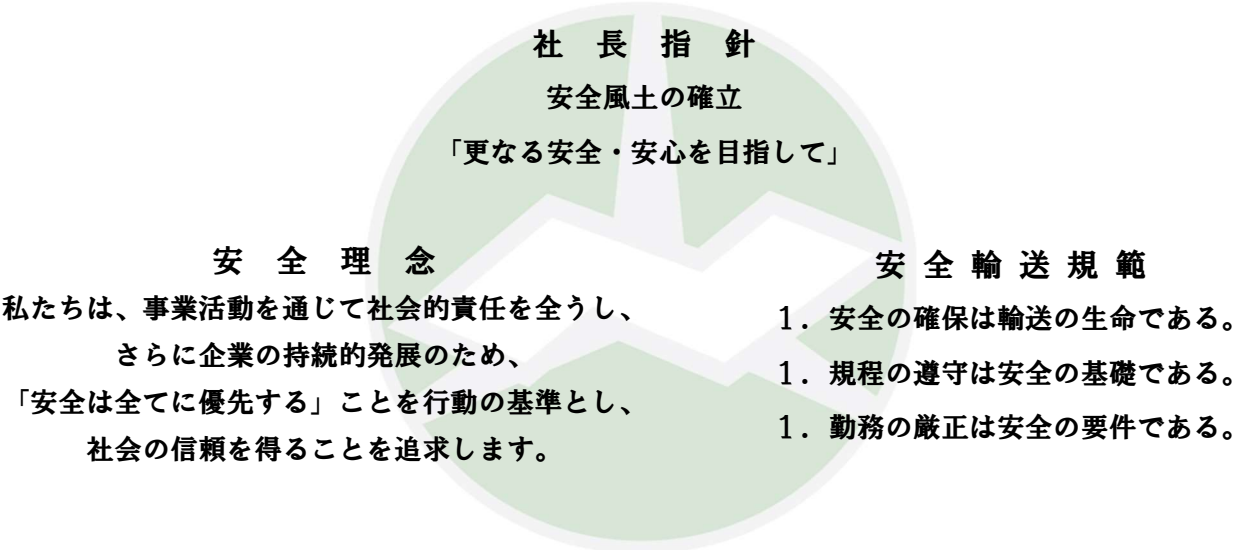


運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

当社は、「安全風土の確立…更なる安全・安心を目指して」とする社長指針をもとに、事業活動を通じて社会的責任を全うし、さらに企業の持続的発展のため、“安全は全てに優先する”ことを行動の基準とし、お客様の大切な生命を預かる公共交通機関として利用者の負託に応えるべく、安全輸送の徹底に取り組んでおります。



1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内においては社長自らが輸送の安全確保と関係法令の遵守に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に耳を傾け現状を十分に踏まえつつ、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を全社員に徹底いたします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA サイクル）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めるとともに本件に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

令和6年度 安全運転目標の達成状況

重点目標	結果
年間有責事故抑止目標総件数 15件以下	15件
車内外人身事故件数 0件	2件
交差点における事故件数 0件	3件
横断歩道における事故件数 0件	0件
事故多発場所（駅ロータリー・車庫内・配車地等）における事故件数 0件	3件

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和6年度における、「自動車事故報告規則第2条に規定する事故」に関する統計は、以下の通りです。

種 類	発生件数
重大事故	1 件
健康起因	1 件
車両故障	1 2 件

4. 安全管理規程および輸送の安全に関する体制図

- ◇ 安全管理規程 >> [こちらから](#) (PDF 形式)
- ◇ 輸送の安全に関する体制図 >> [こちらから](#) (PDF 形式)
- ◇ 被害者等支援計画の実施体制図 >> [こちらから](#) (PDF 形式)
- ◇ 安全統括管理者 >> 専務取締役 自動車事業本部長 深山秀晃



【貸切バス事業者安全性評価認定 3つ星取得】

5. 輸送の安全のために講じた措置

(1) 令和6年度 重点施策

- ◇ 重大事故・人身事故「ゼロ」
- ◇ 徹底！交差点の「構え」(交差点進入時は、まずアクセルから足を離す)
- ◇ 徹底！横断歩道5項目

➤ 設定理由

- ・過去に発生させた横断歩道上で発生させた重大死亡事故を二度と繰り返さない、風化させないため。
- ・人身事故は、車内外に関わらず、重大事故に直結する恐れがあるため。
- ・令和5年度では、当社の責任ではないものの、交差点での大きな事故が2件発生しており、「交差点での構え」の立て直しが必要であるため。



【安全運転目標ポスター】

(2) 令和6年度 事故予防への取り組み

- ◇ 月間の注意ポイント (安全運転対策委員会で提起)

実施月	注意ポイント
4 月	子供の動向に注意
5 月	自転車の動向に注意
6 月	雨天時の走行に注意！
7 月	車内人身事故の撲滅！
8 月	夏休み期間中、子供の動向に注意
9 月	薄暮時の事故防止
10 月	後退時の事故防止
11 月	自転車の動向に注意
12 月	過去の重大事故を忘れない
1 月	異変を感じたら、『まず止まる』
2 月	駅ロータリーの事故防止
3 月	構えをつくり、かもしれない運転

◇WEB 版運転者向けセミナー

運転者への指導と教育を充実させるため、全運転者を対象に Web 版運転者向けセミナーを実施しました。

◇運転脳トレアプリの導入

高齢運転者に対して、自身の運転技能や認知機能を再認識させるため、“運転脳トレアプリ”を実施しました。

◇高速道路上における緊急事態対応研修

高速道路上における緊急事態時に的確に対応するため、基礎知識の取得および技能向上を目的とした研修を奈良県警察高速道路交通警察隊様、西日本高速道路パトロール関西株式会社様のご協力のもと実施しました。



(3) 輸送の安全に関する計画

安全管理規程に定める基本方針を基に、令和 6 年度に策定した計画の実施内容は次のとおりです。

◇ 指導班による活動

- ・各営業所の会議への参加（毎月）
- ・各営業所の早朝点検立会（毎月）
- ・再発防止研修への参加（随時）
- ・乗務員への添乗および立会指導（随時）
- ・「指導および監督の指針」に基づく運転者への安全教育（随時）
- ・貸切乗務員への安全パトロールの実施（随時）
- ・監査部との連携・監査対応（随時）



【指導班による各営業所会議への参加】

◇ 定例会議

- ・安全運転対策委員会（毎月）
- ・職場安全運転推進委員会（毎月）
- ・職場安全衛生委員会（毎月）
- ・営業所長連絡会（毎月）
- ・安全衛生委員会（1 回）
- ・その他各種会議（各職場/毎月）



【再発防止研修】

助役連絡会・指導運転者会議・班長会議

◇ 職場巡視

- ・社長による職場巡視（定期巡視・臨時巡視）
- ・安全統括管理者による職場巡視（定期巡視・臨時巡視）
- ・自動車事業本部副本部長による職場巡視（定期巡視・臨時巡視）
- ・経営管理部門による職場巡視
（定期巡視・臨時巡視・内部監査 1 回・フォローアップ監査 1 回）
- ・安全管理部門による出先宿泊所巡視（随時）
- ・安全管理部門による職場巡視（各職場/毎月）

◇ 交通安全運動および定例行事

- ・春、夏の交通安全運動に伴う早朝点呼立会（4月、7月）
 - 交通安全運動期間中は、車内事故を防止するため、子ども・自転車の飛び出しを「予見」する「防衛運転」の徹底や、前車が急停車しても安全に停車できる車間距離の確保等、運転操作を見直すことで、事故予防に対する意識の向上に取り組みました。
- ・「安全を誓う日」早朝点呼立会（12月）
- ・年末年始安全総点検（12月～1月）
 - 年末年始安全総点検期間中は、「同一方向に進む車両との並走」「駐車場の出入り口」「住宅地では子どもや自転車の飛び出し」「信号機のない横断歩道」を年末年始の注意ポイントに設定し、運行時の気の緩みや注意力の散漫を防止するために「異変を感じたら、まず止まる」を厳守するように乗務員への声掛けを実施しました。

◇ 職場・個人表彰関係

- ・有責事故抑止目標達成職場表彰（4月）
- ・自動車事業本部長による重大事故防止特別表彰（3月）
- ・永年勤続表彰式（7月）
- ・運転者無事故表彰（1月）
- ・所長表彰（各職場/随時）
 - 運転者のモチベーション向上を図る取組みの一環として、「事故防止」「運転操作」「犯罪防止」「安全に関する提案」等、様々な項目の中で所長が表彰対象として相応しいと判断した運転者に対して所長表彰を行い、表彰状を授与し副賞および記念品を贈呈しております。

6. 輸送の安全に関する教育および研修

（1）管理者に対する教育および研修

◇ 外部研修・講習への参加

外部機関が開催する輸送の安全に関する研修・講習等に積極的に参加し、安全に対する知識の習得、意識の向上とスキルアップの向上を図りました。

- ・運輸安全マネジメントセミナー
- ・運行管理者一般講習
- ・整備管理者講習

（2）運転者に対する教育および研修

◇ 事故多発傾向者の再発防止研修

事故多発傾向者の再発防止に向け、「事故多発傾向者リスト」を作成し、営業所および本社が情報を共有しながら、定期的な事故予防面接・添乗指導・ドラレコ研修等を実施しております。

◇ 各営業所における参加型研修

各営業所が主体となり、参加型研修を実施しております。あらゆる研修を通じて、事故情報やヒヤリ・ハット情報を共有する等、事故防止や接客サービスの強化に努めております。

（3）研修センター部門における研修

◇ 安全運転の実技指導 >>[こちらから](#)（PDF形式）

◇ 各種研修

社員教育を担う「研修センター」において、配属後の定期研修や車種変更時の登用研修、事故惹起時の特別研修等を実施し、個々の運転特性や習熟度合に応じたきめ細かな安全教育を行っております。また、定期研修の一環として「クレフィール湖東」への社外研修も継続的に実施しております。

◇ バス安全運転研修会

毎年、各営業所から選抜された運転者が「安全輸送」をテーマに運転技術・車両点検・接客などの「基本」を再認識する研修を6日間にわたって行い、最終日には自動車教習所のコースを使用して、その集大成を発表する「競技会」形式のバス安全運転研修会を実施しております。この研修会は昭和27年の第1回大会から数え、今回で74回目を迎えており、乗合部門、観光部門に分けて表彰しました。



7. 輸送の安全に関する諸投資

- ◇ 飲酒運転防止対策費（個人貸与アルコール検知器および卓上型アルコール検知器の購入他）
- ◇ 車両購入および装備費（乗合車両・貸切車両・EV車両、左方視界カメラの搭載、ドライバー異常時対応システムの搭載、旧式ドライブレコーダーの一部代替、レーンキープアシストの搭載、後部クリアランスソナーの搭載、注意喚起装置「お知らせ安全君」の搭載、路線バス最後部座席中央部に車内転倒事故防止シート設置他）
- ◇ 健康管理対策費（頭部MRI、SAS検査他）
- ◇ 施設管理費（施設改修他）
- ◇ 高齢運転者事故防止対策（運転脳トレアプリの実施）
- ◇ 社員研修費
（職種別研修、社外研修、アイマークレコーダー購入他）



【車内転倒事故防止シート】 【運転脳トレアプリ】

8. 輸送の安全に関する内部監査

安全管理規程に定める内部監査を実施し、運輸安全マネジメントに基づく安全管理体制の規程・手順等の運用状況を検証しております。

（1）監査部による運輸安全マネジメント監査（令和7年3月）

◇ 監査対象

- ①経営トップ（社長）
- ②安全統括管理者（自動車事業本部長）
- ③自動車事業本部副本部長
- ④本社管理部門（乗合事業部統括部長・観光事業部統括部長・安全管理部統括部長）

（2）自動車事業本部業務監査（令和6年7月）

（3）フォローアップ監査（令和7年2月）

「安全は全てに優先する」安全理念のもと社員が一丸となって安全の対策に取り組んでおり、運輸安全マネジメントレビュー会議においては安全管理体制の強化および継続的な安全意識の浸透が求められました。今後も実効性のある安全対策に取り組み、更なる「安全・安心の奈良交通」の構築を目指してまいります。

9. 運転者・運行管理者・整備管理者及び事業用自動車に係る情報（令和7年4月1日 現在）

- ◇ 運転者 962 名
- ◇ 運行管理者 62 名
- ◇ 整備管理者 30 名
- ◇ 事業用自動車（乗合 646 両、定期観光 4 両、貸切 115 両）

10. 行政処分の公表（令和7年4月1日 現在）

現在、公表すべき行政処分はございません。

以 上